

障害者差別解消支援地域協議会について

1. 位置づけ

障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条第 1 項に基づく小委員会として設置する。

2. 地域協議会の事務

ア. 障害者差別に関する相談等に係る協議

- ・広域的な課題、相談に係る事例等について、適切な相談窓口を有する機関の照会等解決を後押しするための協議

※個別事案ごとに差別か否かの裁定を行うことまでは想定していない

イ. 地域における差別解消に向けた取組に係る協議

- ・好事例を含む相談事例の共有、分析
- ・障害者差別に対する共通した認識を形成するための協議
- ・障害者差別に関する相談体制についての協議
- ・事案の発生を予防するための取組に関する協議
- ・構成機関等による周知、啓発活動の取組についての協議・発信

3. 対象となる障害者差別に係る事案

ア. 情報共有等の対象となる事案は、行政機関等または事業者による事案

イ. 行政機関または事業者が当事者でない事案は、地域協議会における情報共有の対象としない

4. 想定される構成員

ア. 行政

- ・国の機関（法務局、労働局 等）
- ・県の機関（障害福祉課、相談窓口設置機関 等）

イ. 関係機関団体等

- ・当事者（当事者団体、家族会 等）
- ・教育（特別支援教育関係者 等）
- ・福祉（社会福祉施設等団体、社会福祉協議会、自立支援協議会 等）
- ・事業者（企業関係者 等）
- ・法曹（弁護士 等）

ウ. その他

- ・学識経験者